

令和3年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称	宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)				
所在地	宝塚市武庫川町6番12号				
指定管理者	団体名	公益財団法人宝塚市文化財団	指定期間	開始日	平成31年4月1日
	所在地	宝塚市栄町2丁目1番1号		終了日	令和6年6月31日
選定方法	非公募		評価実施年	指定期間5年のうち2年目	
施設設置目的	宝塚音楽学校旧校舎を歴史的建造物として保存し、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため、宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)を設置する。				
主な実施事業	(1) 舞台芸術を中心とした文化活動の公演の開催に関する事。 (2) 舞台芸術を中心とした文化活動に関する講演会、研修会等の開催に関する事。 (3) 舞台芸術を中心とした文化活動のため、施設をその利用に供すること。 (4) 舞台芸術を中心とした文化活動に携わる人材の育成に関する事。 (5) 宝塚歌劇が生み出した文化及び宝塚音楽学校の歴史に関する情報の提供に関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業				

2 利用状況(目標と実績)

成果指標	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a 利用件数	件	1,100	1,416	1,150	1,385	1,200	1,261	1,200	943
b 稼働率	%	—	60	—	57	—	50	—	45
c 事業参加者数	人	—	4,686	—	2,749	—	2,247	—	1,731
d 展示室来館者	人	10,000	7,417	10,000	7,722	10,000	7,416	10,000	4,417
e									

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分		平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算
収入計	A	42,714	41,773	40,962	38,592
指定管理料		22,144	22,144	23,028	23,417
利用料収入	C	16,142	18,167	15,758	9,723
自主事業収入		0	0	0	0
その他		4,428	1,462	2,176	5,452
支出計	B	42,714	38,505	37,589	38,592
指定事業費		42,714	38,505	37,589	38,592
内、人件費	D	17,877	13,368	13,840	17,709
内、再委託料	E	13,319	13,462	13,885	13,021
自主事業費		0	0	0	0
事業収支	A-B	0	3,268	3,373	0
利用率比率	C/A	37.8 %	43.5 %	38.5 %	25.2 %
人件費率	D/B	41.9 %	34.7 %	36.8 %	45.9 %
再委託費比率	E/B	31.2 %	35.0 %	36.9 %	33.7 %

- ・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
- ・着色セルは、自動計算としている。
- ・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明

決算については、消費税の会計処理は税抜方式を採用
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年4月10日～5月末まで(すみれミュージアムは6月5日まで)臨時休館を、令和3年1月15日～3月7日まで開館時間の短縮を実施した。
 令和2年度指定管理料のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館等による損失補填額731千円。

4 評価

注)自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価	
①サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。 必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
	外部委託	事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	A	A
		外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。 外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。	A	A
	管理記録	協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
		業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
	連絡調整	点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
緊急対応	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	B	
	市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A	
	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。 緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A	A	
財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A	
《 総括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目/本施設 項目】	A	A	
②サービスの質の評価	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。 事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。	A	A
		施設の目的に添った自主事業を実施している。 事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	A	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
	環境配慮	協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	広報活動	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	苦情等対応	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
		要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。 要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A	A
利用者アンケート等	利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	A	A	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	B	B	
《 総括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目/本施設 項目】	A	A	
③安定性	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	B	B
《 総括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目/本施設 項目】	A	A	
指定管理者所見 (成果、課題、今後の改善点等)	新型コロナウイルスの影響により、文化創造館でも多大な影響を受け、近隣自治会や周辺施設などとの連携が難しくなった。4～5月の緊急事態宣言発出による臨時休館中であっても、近隣の公園を利用する市民のため、トイレを開放した。 本年は、宝塚市立文化芸術センターの開館、宝塚ホテルの移転開業など、「宝塚のあらたな まちびらき」の年として期待されていた中で、コロナ禍における、できる範囲でのにぎわいづくりのために、様々なことに取り組んだ。宝塚市に協力し、文化芸術センターのオープニングイベントのライブ配信を手がけたり、たからんまつりでは、市や同センターに参画いただくなど、相互連携を図った。 また、避難訓練コンサートでは、毎年地元自治会と連携し、地域の防災意識を高める機会としていたが、コロナ禍のため、参加者が集まることができず、代わりに防災に関する動画やコンテンツをウェブ上で発信。宝塚市消防本部の協力を得て、実施した。 コロナ禍において、施設利用のうち大きな割合を占めていた、歌劇のお茶会ができなくなり、利用が激減した。そのため、空き時間を有効に使えるよう、マイレスタイルを新設し、令和3年度より運用を開始する。 指定管理者制度、特に利用料金制度で実施する施設において、今回のコロナ禍は、指定管理者の経営努力だけではいかんともしがたいので、今後の運用の改善が望まれる。 また、利用者が安心・安全に利用できるよう、施設設備の充実や抗菌化など、これまでとは異なる整備も求められているので、設置者とともに取り組んでいきたい。			
施設所管課所見 (成果、課題、今後の改善点等)	新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の文化活動の自粛、施設の臨時休館などにより、利用件数の減少など甚大な影響が生じたが、適切な感染症対策を行い、利用者の安全な利用に努めていました。また、令和2年度は感染拡大防止のため中止した事業もありますが、施設の設置目的と合致した事業展開や地域団体との協働の取組を継続して実施しており、市民の文化活動の場として定着してきているものと評価できます。今後も文化芸術センター、手塚治虫記念館等の近隣施設と連携した取り組みを充実していくことを期待します。			
前年評価	A	総合評価	A	

※評価区分

評価基準:	S	=	協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
	A	=	協定書等の水準を満たしており、良好である。
	B	=	協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
	C	=	協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
《総括》:	S	=	評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
	A	=	評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	S	=	自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
	A	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。